

# 後見制度支援預金

2019年11月18日

1. 商品名（愛称）	・後見制度支援預金 ※後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金口座です。
2. 販売対象	・後見人（個人）の方で、家庭裁判所が「指示書」を交付した方 ※開設可能な口座は、お一人さまにつき1口座です。口座を開設した場合、他の支店での口座開設はできません。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	家庭裁判所発行の「指示書」記載のとおり、払い戻しいたします。 ・出金指示書 … 入院等の一時的な払出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・定期送金指示書 … 定期的に指定された間隔（例えば3ヶ月ごと）で指定された金額を後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・無利息
7. 税金	—————
8. 手数料	・口座管理手数料、解約手数料はかかりません。 ※定期的な自動振込をする場合は、振込の都度所定の振込手数料がかかります。 また、一時交付金（出金）および解約金を振込む場合も所定の振込手数料がかかります。 詳しくは「主な手数料のご案内」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	・指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	—————
11. 金利情報の入手方法	—————
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはお客さま相談センター（9時～17時、フリーダイヤル:0120-357-500）までお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク総括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク総括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・本商品は成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店でのみお取扱いいたします。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・通帳によるATMのご利用はできません（窓口のお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替または振込となります）。 ・預金保険制度の付保対象商品であり、全額保護されます。